

## 地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱

### （趣旨）

- 第1条 県は、地域商業の活性化と持続的発展を図るため、商店街組織、商業者グループ等及び商工団体が新たに行う商店街の収益力向上のための優れた取組に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

- 第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 商店街組織 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体並びにこれらの連合会等（市町村区域内で組織されたものに限る）をいう。
- (2) 商業者グループ等 一定の地域（商店街又は中心市街地若しくは市町村）の中小商業者等が組織するグループ等をいう。
- (3) 商工団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定される商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会をいう。

### （補助対象事業者）

- 第3条 補助対象事業者は、前条各号に定める団体とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める暴力団排除に関する事項のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。既に事業の実施計画書の承認を受けている、又は補助金の交付を決定している場合は、これを取り消し、補助金の一部又は全部を交付している場合は、その返還を求めるものとする。

### （補助対象事業等）

- 第4条 補助の対象となる事業の補助率及び補助対象経費等は別表1のとおりとし、補助対象経費の詳細は別表2及び別に定める。
- 2 補助対象事業の要件は別に定める。
- 3 補助事業は、交付決定の日の属する年度の3月で別に定める日までに完了するものとする。
- 4 商店街の収益力向上を主目的としない事業又は商店街の収益力向上の効果が事業の一部に留まる事業は補助対象としない。
- 5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域で実施する事業及び指定都市に所在する補助対象事業者が実施する事業は補助対象としない。
- 6 補助対象事業者の運営改善及び組織強化事業並びに補助対象事業者以外が主催する事業並びに国庫補助対象事業並びに県の他の補助制度の交付対象となる事業は補助対象としない。

### （実施計画書等の提出）

- 第5条 補助事業の実施を希望する者は、必要書類を知事に提出するものとする。提出書類及び提出期限は別に定める。

### （実施計画書の承認）

- 第6条 県は、前条の書類提出があったときは、予算の範囲内において、優れた企画を提案した者の実施計画書を、別に定める審査会を開催した上で選定する。
- 2 県は、実施計画書の提出者に対して、前項による審査結果を別に定める様式により承認又は不承認を通知する。
- 3 前項の承認を受けた補助対象事業者は、補助金の交付申請手続を行うこととする。なお、承認された実施計画書について、変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、速やかに知事に連絡して、その指示に従わなければならない。

### （交付申請書の様式等）

- 第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定める。
- 3 規則第4条の申請をするに当たって、補助対象事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付申請書の添付書類）

第8条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象事業者の定款・規約等
  - (2) 補助事業の実施体制に関する資料
  - (3) 事業実施経費にかかる見積書等の写し
  - (4) その他知事が必要と認めるもの

（交付決定通知書の様式）

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 知事は、交付決定に当たり、第7条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第7条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第7条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第10条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。
- 2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

- 第11条 第9条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は様式第4号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 交付決定額の20%を超えない範囲で経費区分間の流用を行うとき。
  - (2) 交付決定額の20%を超えない増減を行うとき。（ただし、補助対象経費が増額しても、交付決定額は増額しない。）
  - (3) 変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないもの。

（変更等の承認）

第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号の報告書を知事に提出し、その指示を受け

なければならない。

（状況報告）

第14条 規則第11条の規定による状況報告について、知事が必要と認めて要求したときは、補助事業者は、様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第15条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとし、知事が別に定める書類を添付するものとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い時期とする。
- 3 補助事業により収益が生じた補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該収益金額を補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合で、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の支払）

第16条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（額の確定通知書の様式）

第17条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第10号により行う。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第15条第4項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を様式11号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（実施効果の報告）

第19条 補助対象事業として、複数の商店街等が連携する広域的な取組、専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組、空き店舗の解消に向けた取組、商店街のDX推進に向けた取組を実施した者は、補助事業が完了してから6か月後から12か月後までの期間に事業の実施効果を測定し、速やかに別に定める様式により知事に報告しなければならない。

（財産処分制限の緩和期間）

第20条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業年度終了（当該財産取得）後5年間とする。

（処分財産の指定）

第21条 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、取得価格が10万円以上の備品とする。

- 2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の整備等）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（地域振興センター所長への委任）

第23条 この要綱で、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第15条の2第1項の規定に基づき、知事から所長に権限が委任される場合においては、当該事項に係る条項に知事とあるのは管轄する地域振興センターの長とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。（令和6年度事業から適用）

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。（令和7年度事業から適用）

別表 1（第 4 条関係）

| 区分 | 補助対象事業                   | 補助対象経費                                                            | 補助率・補助上限額                     |
|----|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1  | 賑わい創出に向けた取組              | 地域商業活性化と持続的発展を図るために行う取組に要する経費                                     | 補助対象経費の<br>2 分の 1 以内・<br>25万円 |
| 2  | 複数の商店街等が連携する広域的な取組       | 商店街組織同士が連携して行う広域的な賑わい創出に向けた取組に要する経費                               | 補助対象経費の<br>3 分の 2 以内・<br>50万円 |
| 3  | 専門家派遣と組み合わせた P D C A の取組 | 企画、実行、検証、改善の P D C A について埼玉県商業振興関係専門家派遣制度を活用して行う賑わい創出に向けた取組に要する経費 |                               |
| 4  | 空き店舗の解消に向けた取組            | 商店街の空き店舗対策を行う取組に要する経費                                             |                               |
| 5  | 商店街の D X 推進に向けた取組        | 商店街において、一体的にデジタル技術を活用し、商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化を図るための取組に要する経費       |                               |

※ 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に 1 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表２（第４条関係）

事業に要する経費のうち、補助対象経費は(1)の経費区分によるものとする。ただし、(2)の経費及び別に定める経費は補助対象外とする。

|             | 経費区分          | 例                              |
|-------------|---------------|--------------------------------|
| (1) 補助対象経費  | ア 賃金          | アルバイト代 等                       |
|             | イ 謝礼金         | 講師謝礼、出演料 等                     |
|             | ウ 印刷製本費       | チラシ等印刷費、資料製本費 等                |
|             | エ 物品購入費       | 消耗品購入費、装飾材料費、教材・資料費 等          |
|             | オ 備品購入費       | 各種機材購入費 等                      |
|             | カ 役務費         | 郵送代、折り込み広告費、イベント保険料 等          |
|             | キ 委託費         | デザイン委託費、会場設営委託費 等              |
|             | ク 使用料及び賃借料    | 会場使用料、車両借上料 等                  |
| (2) 補助対象外経費 | ケ 間接的な経費      | 商店街組織運営費、振込手数料 等               |
|             | コ 景品等         | 景品代、材料費、割引料 等                  |
|             | サ 旅費、飲食費      | 飲食代（茶菓代含む）、交通費（講師等に支払うものは除く） 等 |
|             | シ その他知事が定めるもの |                                |

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地  
申請団体名  
代表者名

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1    事業名

2    申請区分

該当する区分の欄に○を記入してください。

| 区分 | 取組内容                     | 補助率       | 補助上限額 |
|----|--------------------------|-----------|-------|
|    | 賑わい創出に向けた取組              | 2 分の 1 以内 | 25万円  |
|    | 複数の商店街等が連携する広域的な取組       | 3 分の 2 以内 | 50万円  |
|    | 専門家派遣と組み合わせた P D C A の取組 | 3 分の 2 以内 | 50万円  |
|    | 空き店舗の解消に向けた取組            | 3 分の 2 以内 | 50万円  |
|    | 商店街の D X 推進に向けた取組        | 3 分の 2 以内 | 50万円  |

3    補助金交付申請額  
金                      円

4    補助事業の内容等  
別紙    のとおり

5    事業の着手及び完了予定期日  
着手予定期日    令和    年    月    日  
完了予定期日    令和    年    月    日

## 別紙

## 1 申請団体の概要

|                |        |       |  |
|----------------|--------|-------|--|
| (フリガナ)<br>名 称  |        | 所 在 地 |  |
| (フリガナ)<br>代表者名 |        | 電話番号  |  |
| 構成員数           | 名 (団体) |       |  |
| 設立年月           | 年 月    |       |  |

## 2 事業内容等

|                                                   |                        |  |
|---------------------------------------------------|------------------------|--|
| 申 請 区 分<br><br>※いずれかに○                            | 賑わい創出に向けた取組            |  |
|                                                   | 複数の商店街等が連携する広域的な取組     |  |
|                                                   | 専門家派遣と組み合わせたP D C Aの取組 |  |
|                                                   | 空き店舗の解消に向けた取組          |  |
|                                                   | 商店街のD X 推進に向けた取組       |  |
| 事 業 テ ー マ                                         |                        |  |
| 取 組 の 実 施 時 期<br>※イベントの開催日等                       |                        |  |
| 現 状 及 び 課 題<br><br>※事業を実施する背景<br>・理由が分かるよう<br>に記入 |                        |  |
| 取 組 内 容                                           |                        |  |
| 期待される事業効果                                         |                        |  |
| 効 果 測 定 の 実 施                                     | 指標                     |  |
|                                                   | 目標                     |  |
|                                                   | 測定方法                   |  |

|                                        |    |  |
|----------------------------------------|----|--|
| 事業スケジュール<br>※準備含めた取組全体のスケジュールが分かるように記入 | 月～ |  |
|                                        | 月～ |  |
|                                        | 月～ |  |
|                                        | 月～ |  |
|                                        | 月～ |  |
| 市町村・他団体等の協力など<br>※該当がある場合は記載           |    |  |

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎等 (単位 円)  
申請団体の課税事業者 (免税事業者及び簡易課税事業者以外) 該否<どちらかに○>

|  |                     |
|--|---------------------|
|  | 該当 → 消費税等相当額を減額して申請 |
|  | 非該当                 |

|        |           |   |                         |            |   |
|--------|-----------|---|-------------------------|------------|---|
| 総収入額 a |           | 円 | 総事業費 g                  |            | 円 |
| 内<br>訳 | 県補助額 b    | 円 | 内<br>訳                  | 補助対象事業費 h  | 円 |
|        | 市町村等補助額 c | 円 |                         | 補助対象外事業費 i | 円 |
|        | 事業収入額 d   | 円 | ※ a=b+c+d+e+f g=h+i a=g |            |   |
|        | 申請団体負担額 e | 円 |                         |            |   |
|        | その他収入額 f  | 円 |                         |            |   |

4 県補助額以外の収入内訳 (c～f) (単位 円)

| 負担者名 | 金額 | 負担方法 |
|------|----|------|
|      |    |      |
| 計    |    | —    |

5 経費の使用法等 (単位 円)

| 経費区分 | 補助対象事業費 h | 補助対象外事業費 i | 使用方法的等 (内訳・積算等) |
|------|-----------|------------|-----------------|
|      |           |            |                 |
| 合計   |           |            | —               |

6 補助金支払方法の希望<どちらかに○を付すこと>

- A 精算払い (事業を実施し、額の確定をした後に支払うもの)  
B 概算払い (交付決定後、請求に基づき支払い、事業終了後に額の確定、精算するもの)

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定金額  
金 円

2 交付決定内容  
申請内容のとおり

3 支払方法

4 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
  - イ 交付決定額の20%を超える範囲で経費区分間の流用を行うとき
  - ウ 交付決定額の20%を超える増減を行うとき。（ただし、補助対象経費が増額しても、交付決定額は増額しない。）
  - エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後に要綱第20条に掲げる期間、適正に管理運営しなければならない。
- (6) 補助事業者は、要綱第7条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助事業者が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第18条に定める様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (9) 知事は電磁的方法が困難な場合など必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第10条第1項の規定により、この交付決定通知のあった日から7日以内とする。

様式第3号（第10条関係）

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業補助金申請取下げ届出書

令和    年    月    日

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和    年    月    日付け    第      号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、  
下記理由により取り下げたいので、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第10条の規定により  
届け出ます。

記

1    補助事業名

2    申請を取り下げる理由

様式第4号（第11条関係）

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和    年    月    日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

令和    年    月    日付け    第      号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容及び理由

2 変更申請実施計画書

（様式第1号の記以下の記載要領に準ずること）

様式第5号（第12条関係）

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業変更（中止・廃止）（不）承認書

号  
令和    年    月    日

様

埼玉県知事

令和    年    月    日付け    第    号で交付決定を通知し、令和    年    月    日付け    第    号で変更申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

- 1    補助事業名
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2    承認・不承認
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3    その他（条件等）

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業の遅延報告書

令和    年    月    日

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和    年    月    日付け    第      号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。  
記

- 1    補助事業の進捗状況  
    (1) 当初予定

- (2) 実績及び今後の計画

- 2    同上に要した経費

| 区      分 | 当初の予算（円） | 支出済の額（円） |
|----------|----------|----------|
|          |          |          |
|          |          |          |
| 合      計 |          |          |

- 3    遅延の内容及び理由  
    (1) 遅延の内容

- (2) 遅延の理由

- 4    遅延に対してとった措置

様式第7号（第14条関係）

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業遂行状況報告書

令和    年    月    日

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和    年    月    日付け    第      号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1    事業遂行状況（別紙のとおり）

2    事業着手      令和      年      月      日

3    事業完了予定      令和      年      月      日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

| 区分 | 予算額 (円) | 収入済額 (円) | 収入未済額 (円) | 備考 |
|----|---------|----------|-----------|----|
|    |         |          |           |    |

(2) 支出の部

| 区分 | 予算額 (円) | 支出済額 (円) | 支出未済額 (円) | 備考 |
|----|---------|----------|-----------|----|
|    |         |          |           |    |

2 事業別状況

| 費目 | 実施計画 |        | 出来高 |        | 進捗率<br>(B)/(A) | 備考 |
|----|------|--------|-----|--------|----------------|----|
|    | 事業量  | 事業費(A) | 事業量 | 事業費(B) |                |    |
|    |      |        |     |        |                |    |

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業実績報告書

令和    年    月    日

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和    年    月    日付け      第      号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1    補助事業名
  
  
  
- 2    補助金の交付決定額  
     金                      円
  
- 3    補助金の実績報告額  
     金                      円
  
- 4    補助事業の実績等  
     別紙    のとおり
  
- 5    事業の着手及び完了期日  
     着手期日    令和    年    月    日  
     完了期日    令和    年    月    日

別紙

1 補助事業者の概要

|                |        |       |  |
|----------------|--------|-------|--|
| (フリガナ)<br>名 称  |        | 所 在 地 |  |
| (フリガナ)<br>代表者名 |        | 電話番号  |  |
| 構成員数           | 名 (団体) |       |  |
| 設立年月           | 年 月    |       |  |

2 事業内容等

|                       |  |                                                       |
|-----------------------|--|-------------------------------------------------------|
| 申請区分<br><br>※いずれかに○   |  | 賑わい創出に向けた取組                                           |
|                       |  | 複数の商店街等が連携する広域的な取組                                    |
|                       |  | 専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組<br>※様式8号(本紙)と併せて様式キ(別で定める)を提出すること |
|                       |  | 空き店舗の解消に向けた取組                                         |
|                       |  | 商店街のDX推進に向けた取組                                        |
| 事業テーマ                 |  |                                                       |
| 取組の実施時期<br>※イベントの開催日等 |  |                                                       |
| 結果・変更点等               |  |                                                       |

3 効果測定

|      |               |               |
|------|---------------|---------------|
| 指標   |               |               |
| 目標   |               |               |
| 測定方法 |               |               |
| 結果   | 事業実施前(測定時期： ) | 事業実施後(測定時期： ) |
|      |               |               |

4 自己評価

|         |       |    |
|---------|-------|----|
| 評価項目    | 評価    | 理由 |
| 目標の達成   | A・B・C |    |
| 商店街の活性化 | A・B・C |    |
| 総合評価    | A・B・C |    |

※A十分にできた B概ねできた Cあまりできなかったのいずれかに○印を付け、「理由」欄にその理由を記載すること

5 交付決定を受けた補助金の額の算出基礎等

(単位 円)

|        |            |   |                               |            |   |
|--------|------------|---|-------------------------------|------------|---|
| 総収入額 a |            | 円 | 総事業費 g                        |            | 円 |
| 内<br>訳 | 県補助額 b     | 円 | 内<br>訳                        | 補助対象事業費 h  | 円 |
|        | 市町村等補助額 c  | 円 |                               | 補助対象外事業費 i | 円 |
|        | 事業収入額 d    | 円 |                               |            |   |
|        | 補助事業者負担額 e | 円 | ※ a=b+c+d+e+f    g=h+i    a=g |            |   |
|        | その他収入額 f   | 円 |                               |            |   |

6 県補助額以外の収入内訳(c～f)

(単位 円)

| 負担者名 | 金 額 | 負 担 方 法 |
|------|-----|---------|
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |

7 経費の使用方法的

(単位 円)

| 経費区分 | 補助対象事業費 h | 補助対象外事業費 i | 使用方法的 (内訳・積算等) |
|------|-----------|------------|----------------|
|      |           |            |                |
|      |           |            |                |
|      |           |            |                |
|      |           |            |                |
|      |           |            |                |
|      |           |            |                |
|      |           |            |                |
| 合 計  |           |            | —              |

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業補助金（概算払）請求書

令和    年    月    日

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和    年    月    日付け      第      号で補助金確定（交付決定）の通知を受けた上記補助金について、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第16条の規定により下記のとおり精算払（概算払）を請求します。

記

- 1    補助事業名
- 2    補助金の（概算払）交付請求金額  
金                                  円
- 3    口座の種類等                  債権者コード    No.

| 金融機関名 | 支店（本店）名 | 預 金 種 別<br>（○印をつける）    | 口 座 番 号 |
|-------|---------|------------------------|---------|
|       |         | 普 通 預 金<br><br>当 座 預 金 |         |

（カタカナ）  
口座名義

様式第10号（第17条関係）

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業補助金確定通知書

第      号  
令和   年   月   日

様

埼玉県知事

令和   年   月   日付け      第      号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和   年  
月   日付け      第      号で提出のあった事業実績報告書等により審査の結果、下記のとおり補  
助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

交付すべき金額      金      円

※ 補助対象事業として、複数の商店街等が連携する広域的な取組、専門家派遣と組み合わせたP D C  
Aの取組、空き店舗の解消に向けた取組、商店街のDX推進に向けた取組を実施した者は、地域商業・  
商店街活動応援事業補助金交付要綱第19条に基づき、補助事業が完了してから6か月後から12か月後  
までの期間に、事業の実施効果を報告してください。

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業補助金に係る  
消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書

令和    年    月    日

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和    年    月    日付け      第      号により補助金の額の確定通知のあった上記事業の補助金について、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1    補助事業名
- 2    補助金の額（県が確定通知書により通知した額）  
     円
- 3    補助金の確定時における消費税等仕入控除税額  
     円
- 4    消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額  
     円
- 5    補助金返還相当額（4－3）  
     円

（注）1    積算の内訳を添付してください。

2    課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税等仕入控除による減額等の対象額とは限りません。

令和      年度地域商業・商店街活動応援事業財産処分承認申請書

令和    年    月    日

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和    年    月    日付け    第      号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により申請します。

記

1    処分しようとする財産及びその理由

| 財 産 の 名 称<br>（品目・型式等） | 取得金額  | 処分の方法・時期 | 処分の理由 |
|-----------------------|-------|----------|-------|
|                       |       |          |       |
| 仕      様              | 取得年月日 |          |       |
|                       |       |          |       |

2    相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。